

05966P-00

シリーズ

2015
年度版

ナンバーワン

社会労士

過去10年本試験問題集 **4**

国民年金法・厚生年金保険法

実力アップアイテム

TAC社会保険労務士講座◆編

10年分が **過去問**は
大正解!!

シリーズ
売上
No.1!!

※紀伊國屋PUBLINEを元に弊社で集計
2013年10月～2014年7月

試験の傾向が
バッチリつかめる★

- ✓「なぜ○?」「なぜ×?」がズバリわかる解説!
- ✓難問マークなど、スピード学習が可能なアイコンが満載!
- ✓過去問検索索引で、解きたい問題がすぐに見つかる!

TAC出版



はじめに

「過去10年本試験問題集」は、受験生の皆さんが「合理的に、効率よく、過去問を学習できる」ことをモットーに、旧来の「過去問スピードマスター」の内容を大幅に見直し、2012年より新しくつくられました。

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなっています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに途方に暮れているのが現状ではないでしょうか。しかし、過去10年間の試験問題を分析・検討してみると、各科目とも、かなり類似した、極端な場合には全く同じ問題までくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握することにより、かなりの的を絞った学習が可能となるわけです。

本シリーズでは、効率的に出題傾向を把握していただくために、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」に編成しています。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習をしていけば、どんな出題方式にも対応する力をつけることができます。また、選択式問題は、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって不断の勉強が続けられるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2014年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書の構成と活用法

- 過去10年本試験問題集は、科目別の4分冊形式で構成されています。全4冊のラインナップは次のとおりです。
 - 1 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法
 - 2 雇用保険法・労働保険料徴収法・労務管理その他の労働に関する一般常識
 - 3 健康保険法・社会保険に関する一般常識
 - 4 国民年金法・厚生年金保険法

🔍難問!

難問マークのある問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に学習を進めましょう。学習の効率アップに役立ててください。

プラス3年が合格をよぶ、2ステップ式!
本書は、平成17~26年に実施された本試験問題10年分を掲載しております。まずは7年分(H26~20年)。次に**プラス3**マークのついている問題(H19~17年)にチャレンジ! といった段階別学習が可能です。

Step 1 まずはH26~20年の問題7年分をマスターする。

Step 2 H19~17年の**プラス3**問題で、どんな出題にも対応できる力を身につける。

チェック欄活用で、反復学習を!
3回分のチェック欄が記載されています。

最新問題は項目の冒頭に!

最新(H26年)の択一式試験問題がまず確認できるように、冒頭に掲載しました。その他は年度に関係なく、条文順に掲載されています。

労働憲章

[H26問題]

労働基準法第5条は、使用者が労働者に強制労働をさせることを禁止しているが、必ずしも形式的な労働契約により労働関係が成立していることを要求するものではなく、当該具体例において事実上労働関係が存在すると認められる場合であれば足りるとされている。

労働基準法第6条は、業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止しており、その規制対象は、使用者であるか否かを問わないが、処罰対象は、業として利益を得た法人又は当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員に限定される。

労働基準法第7条は、労働者が労働時間中に、裁判員等の公の職務を執行するための必要な時間を請求した場合に、使用者に、当該労働時間に対応する賃金支払を保障しつつ、それを承認することを義務づけている。

労働基準法の総則においては、労働関係の当事者は、労働条件の向上を図るように努めなければならない旨の規定が置かれている。
[H18-1A]

労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、客観性に關する条件は含まない。
[H25-5A]

労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るように努めることを労働関係の当事者に義務づけている。
[H25-5B]

- 出題年度・問題番号に「改題」と表示している問題は、出題年度以降に法改正があったものであり、平成27年の本試験に対応できるよう、その改正された法律内容に基づいて問題文を加筆修正してあります(平成26年9月19日現在公布されており、そのうち平成27年本試験実施要項が発表されるまでに施行されることが決まっているものに限っています。)

〈例〉[H18 - 7 C] 改題

見開き完結式で、進めやすいレイアウト

択一式試験問題は、左ページに問題、右ページに解答解説の見開きで記載しています。まず、付録のシートで解答・解説を隠して挑戦してみてください。そして、自分の解答と照らし合わせ、問題文と解説・根拠条文等を丁寧に確認してください。なお、併せておさえておきたい事項、設問の背景などは、解説部分に①として記載しています。

【解答】 ○ 法5条。設問の通り正しい。

【解答】 × 法6条、法121条、昭和23.3.2基発381号、昭和34.2.16 33基取8770号。労働基準法6条の違反行為の主体は、個人、団体又は私人たると私人たるとを問わない。設問の場合については、法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員が処罰の対象となる。

【解答】 × 法7条、昭和22.11.27基発399号。労働基準法7条の規定における給与に関しては、有給たると無給たるとは**当事者の自由**に委ねられており、当該労働時間に対応する賃金を支払うことは義務づけられていない。

【解答1】 ○ 法1条2項。設問の通り正しい。法1条2項において、「労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない」と規定されている。なお、労働関係の当事者には、労働者及び使用者のみならず、労働組合及び使用者団体を含む。
①「労働関係の当事者」としているのは、労働条件は、個々の労働者及び使用者のみで決定される場合だけでなく、労働組合及び使用者団体によって決定される場合もあるためである。

【解答2】 × 法1条。法1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間も

【解答3】 ○ 法項)につるか否か他に決定

さらに!!

お手持ちのテキストと一緒に効率よく使える、過去問検索索引つき!

どんなテキストをお手持ちのかたでも、過去問の番号で検索ができるよう、全科目、10年分の過去問検索索引つきです。

一目で分かる出題年度と問題番号

問題ごとに、出題された年度と問題番号を次のように表示しています。

〈例〉

[H25 - 5 A] …平成25年の択一式問 5 A が出題

[H22 - 選] ……平成22年の選択式で出題

社会保険労務士本試験について

●試験実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬 (平成26年度は4月14日～5月31日)
	郵送・窓口
試験日程	8月下旬(平成26年度は8月24日)
合格発表	11月上旬(平成26年度は11月7日)

●受験料

9,000円

●試験科目

	科目名	択一式	選択式
労働関係科目	労働基準法	7問	2科目 混合問題で 例年1問
	労働安全衛生法	3問	
	労働者災害補償保険法	7問	1問
	雇用保険法	7問	1問
	労働保険料徴収法	6問	なし
	労務管理その他の労働に関する一般常識	5問	1問
社会保険関係科目	社会保険に関する一般常識	5問	1問
	健康保険法	10問	1問
	厚生年金保険法	10問	1問
	国民年金法	10問	1問

受験資格や受験申込みについての問合せ先は
全国社会保険労務士会連合会 試験センターまで
TEL 03-6225-4880(月～金9:30～17:30、土日祝日、年末年始は除く)
FAX 03-6225-4883(必ず連絡先を明記)
ホームページURL <http://www.sharosi-siken.or.jp/>

●試験の出題形式

択一式試験

解答時間 210分(平成26年度試験は9:30~13:00)

5つの選択肢の中から、正しいものもしくは誤っているものを1つ選び、マークシートに記入する試験です。

選択式試験

解答時間 80分(平成26年度試験は14:30~15:50)

文章中の5つの空欄に選択肢の中から正解と思われる番号をマークシートに記入する試験です。

●合格基準

合格基準は、毎年合格発表時に発表されます。合格基準は、択一式、選択式の両方の試験について、総得点と各科目の得点の両方の基準を満たす必要があります。過去の傾向をみると、総得点は択一式が41~48点(70点満点)、選択式が22~28点(40点満点)で、各科目の基準点は択一式が4点、選択式が3点となっています。

【参考】平成25年試験の合格基準

択一式 総得点46点以上かつ各科目4点以上である者

選択式 総得点21点以上かつ各科目3点以上(ただし、社会保険に関する一般常識は1点以上、労働者災害補償保険法及び雇用保険法、健康保険法は2点以上)である者

●過去5年間の受験者数・合格者数の推移



【チェックポイント】

- 社労士試験は、毎年約5万人が受験する大規模な試験です。
- 試験科目は10科目あり、学習するボリュームもとても多いです。苦手科目があると合否に影響が出ますので、バランスよく対策しましょう。
- 合格率は7%程度で、直近の2013年の試験では5.4%となりました。

● CONTENTS ●

○はじめに／iii

○本書の構成と活用法／iv

○社会保険労務士本試験について／vi

1 国民年金法

1 総則等	4
2 強制加入被保険者	8
3 任意加入被保険者等	16
4 任意脱退・被保険者期間の計算等	22
5 届出等	26
6 国庫負担	36
7 保険料	40
8 保険料の免除	48
9 保険料の追納等	58
10 滞納に関する措置等	64
11 老齢基礎年金の支給要件等	66
12 合算対象期間等	70
13 老齢基礎年金の年金額	76
14 振替加算	78
15 老齢基礎年金の支給繰上げ及び支給繰下げ	84
16 障害基礎年金の支給要件等	90
17 障害基礎年金の年金額等	98
18 障害基礎年金の支給停止及び失権	102
19 遺族基礎年金の支給要件等	110
20 遺族基礎年金の年金額等	114
21 遺族基礎年金の支給停止及び失権	114
22 付加年金	120
23 寡婦年金	122
24 死亡一時金	130
25 脱退一時金等	136
26 通則等	140
27 国民年金基金	154
28 不服申立て等	164
★ 選択式	168

1	総 則	182
2	権限の委任	184
3	適用事業所	188
4	当然被保険者	192
5	任意加入被保険者	196
6	被保険者期間	202
7	届出等	204
8	標準報酬	216
9	国庫負担	222
10	保険料	224
11	本来の老齢厚生年金の受給要件等	236
12	本来の老齢厚生年金の年金額	238
13	在職老齢年金(高在老)	240
14	支給の繰上げ・繰下げ	244
15	特別支給の老齢厚生年金の受給要件等	248
16	特別支給の老齢厚生年金の年金額	256
17	在職老齢年金(低在老)	260
18	老齢基礎年金・失業等給付との調整	262
19	加給年金額	266
20	障害厚生年金の支給要件等	274
21	障害厚生年金の年金額	280
22	障害厚生年金の支給停止・失権	284
23	障害手当金	286
24	遺族厚生年金の支給要件	288
25	遺族厚生年金の年金額	294
26	遺族厚生年金の支給停止・失権等	298
27	その他の給付	306
28	給付通則	318
29	併給の調整	326
30	給付制限等	330
31	合意分割の特例・3号分割の特例	332
32	厚生年金基金	342
33	不服申立て・雑則	356
★	選択式	366

1

国民年金法



国民年金法

主な法令解釈例規略記凡例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60)法附則	→昭和60年改正国民年金法附則
(6)法附則	→平成6年改正国民年金法附則
(12)法附則	→平成12年改正国民年金法附則
(16)法附則	→平成16年改正国民年金法附則
(23)法附則	→平成23年改正国民年金法附則
(24)法附則	→平成24年改正国民年金法附則
(25)法附則	→平成25年改正国民年金法附則
令	→国民年金法施行令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国民年金法：目次

1	総則等	4
2	強制加入被保険者	8
3	任意加入被保険者等	16
4	任意脱退・被保険者期間の計算等	22
5	届出等	26
6	国庫負担	36
7	保険料	40
8	保険料の免除	48
9	保険料の追納等	58
10	滞納に関する措置等	64
11	老齢基礎年金の支給要件等	66
12	合算対象期間等	70
13	老齢基礎年金の年金額	76
14	振替加算	78
15	老齢基礎年金の支給繰上げ及び支給繰下げ	84
16	障害基礎年金の支給要件等	90
17	障害基礎年金の年金額等	98
18	障害基礎年金の支給停止及び失権	102
19	遺族基礎年金の支給要件等	110
20	遺族基礎年金の年金額等	114
21	遺族基礎年金の支給停止及び失権	114
22	付加年金	120
23	寡婦年金	122
24	死亡一時金	130
25	脱退一時金等	136
26	通則等	140
27	国民年金基金	154
28	不服申立て等	164
★	選択式	168

【H26問題】

[H26 - 7A] 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付
 を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

問題 1 国民年金は、昭和34年に制定された国民年金法に基づき、同年10
 月から無拠出制の福祉年金の給付が開始され、昭和36年4月から拠
[プラス3] 出制の年金制度が開始されて、国民皆年金の体制が成立した。

[H19 - 1 B]

問題 2 国民年金法において、政府は、社会保障制度に関する国会の審議
 を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付
の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図
り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとされている。

[H20 - 5 D]

問題 3 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律
 によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公
[プラス3] 務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団にのみ行わせる
ことができる。

[H19 - 5 A]

問題 4 障害基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実につ
 いての審査に関する事務は、共済組合員または私立学校教職員共済
[難問] 制度の加入者であった間に初診日がある者等も含めて、日本年金機
構が行う。

[H22 - 6 B]

問題 5 第1号被保険者期間を有する老齢基礎年金に係る裁定請求の受理
 及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長
(特別区の区長を含む。)が行う。

[H22 - 6 A]

【解答】 × 法2条、法30条の4、法85条1項、法94条の2,1項、2項。国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとされている。国民年金法の給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や被用者年金制度による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。

【解答1】 × 法附則1条。国民年金法における無拠出制の福祉年金の給付は、昭和34年「11月」から開始された。なお、その他の記述については、正しい。

【解答2】 ○ (16)法附則3条1項。設問の通り正しい。

【解答3】 × 法3条2項。国民年金事業の事務の一部は、設問のほかに、「全国市町村職員共済組合連合会」に行わせることもできる。

【解答4】 × 法3条2項、令1条1項2号。設問の事務は、共済組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある者については、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が行う。

【解答5】 × 法3条3項、令1条の2,4号イ。設問の事務は、「第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)としての被保険者期間のみ」を有する場合に市町村長が行う。

問題 6 在外邦人に対する国民年金の適用に関する諸手続きの事務は、本人の日本国内における住所地等に係わりなく、東京都千代田区長が行う。[H22 - 6 D]

問題 7 保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。[H24 - 7 C]

問題 8 保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。[H24 - 7 E]

問題 9 保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。[H24 - 7 D]

問題 10 国民年金法において、「保険料全額免除期間」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除又は保険料の全額申請免除の規定により免除された保険料に係るもののうち、保険料追納の規定により保険料を追納した期間を除いたものを合算した期間のみをいう。[H21 - 10C]

問題 11 国民年金法第5条第8項に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚関係にある者）の認定基準及び認定の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の要件を備えることを要する。

B 当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合については、原則としてこれを事実婚関係にある者とは認定しない。

解答6 × 平成19.6.29庁保険発0629002号。在外邦人の諸手続の事務は、本人が日本国内に住所を有したことがあるときは、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)が行うこととされ、本人が日本国内に住所を有したことがないときは、千代田年金事務所が行うこととされている。

解答7 ○ 法5条2項。設問の通り正しい。督促及び滞納処分の規定により徴収された保険料に係る期間も、保険料納付済期間とされる。

解答8 ○ 法5条2項。設問の通り正しい。

例え、第1号被保険者が、保険料4分の1免除期間について、免除される額(4分の1の部分)以外の残りの額(4分の3の部分)の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料4分の1免除期間とされる。

解答9 ○ 法5条4項、法94条4項。設問の通り正しい。

追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

解答10 × 法5条4項、(16)法附則19条4項。「保険料全額免除期間」には、設問の期間のほか、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間も含まれる。

解答11 正解 D

A ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。

B ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。設問Aの要件を満たす場合であっても、当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、同法第735条(直系姻族間の婚姻禁止)又は同法第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係にある者については、原則として、これを事実婚関係にある者とは認定しないものとする。

- C 離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その者の状態が所定の要件に該当すれば、これを事実婚姻関係にある者として認定する。
- D 届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にあり、届出による婚姻関係において、一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われておらず、その状態がおおむね5年程度以上継続しているときは、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとみなし、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定する。
- E 内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚姻関係にある者として認定する。

[H25 - 4]

2

強制加入被保険者

【H26問題】

- 【H26 - 7C】 65歳以上の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者は、老
 齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなくても、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していれば、第2号被保険者とならない。

問題 1

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律に規定する存続共済会が支給する旧退職年金を受けることができる者(年齢を理由として全額支給停止されるものを除く。)であっても、60歳未満であれば第1号被保険者として強制適用を受ける。 [H21 - 5 C]改題

- C ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が設問Aの認定の要件に該当すれば、これを事実婚姻関係にある者として認定するものとする。
- D × 平成23.3.23年発0323第1号。「おおむね5年程度以上」を「おおむね10年程度以上」に置き換えると正しい記述となる。
- ㉞届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、原則として、届出による婚姻関係を優先するが、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定するものとする。「一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」等に該当する場合には、この「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に該当するものとして取り扱うこととする。
- E ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。

[解答] × 法7条1項2号、法附則3条。65歳以上の被用者年金各法の被保険者等は、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなければ、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していても、第2号被保険者となる。

解答1 × 法7条1項1号、令3条11号。地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律に規定する存続共済会が支給する旧退職年金を受けることができる者(年齢を理由として全額支給停止されているものを除く)は、第1号被保険者とならない。

問題 2 第 2 号被保険者であった夫が死亡したため遺族基礎年金の受給権者となった妻は、当該遺族基礎年金の受給権が消滅するまでの間は、第 1 号被保険者とはならない。 [H21 - 8 C]

問題 3 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しない外国人は、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができない場合、原則として第 1 号被保険者となる。 [H22 - 5 B]

問題 4 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、被用者年金各法に基づく遺族給付の受給権者は、第 1 号被保険者とはならない。 [H25 - 2 E]

問題 5 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第 2 号及び第 3 号被保険者に該当しない者のうち、適法に 3 か月を超えて在留する者であって住民基本台帳に記録された者は、第 1 号被保険者として適用を受ける。 [H25 - 5 ア]

問題 6 外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者については、日本国内に住所を有することが明らかになった者であっても第 1 号被保険者としては適用されない。 [H25 - 5 イ]

問題 7 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者は、すべて国民年金の第 2 号被保険者となる。 [H17 - 8 D]

プラス3

問題 8 国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者である。 [H21 - 5 A]

解答2 × 法7条1項1号。設問のような規定はない。「第2号被保険者であった夫が死亡したため遺族基礎年金の受給権者となった妻」であっても、第1号被保険者としての要件を満たしていれば、第1号被保険者となる。

解答3 ○ 法7条1項1号。設問の通り正しい。第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者については、いずれも国籍要件を問わない。

解答4 × 法7条1項1号。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権者は、第1号被保険者とならない。被用者年金各法に基づく遺族給付の受給権者であっても、他の要件を満たしていれば、第1号被保険者となる。

解答5 ○ 法7条1項1号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。設問の通り正しい。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第2号被保険者及び第3号被保険者に該当しない者は、第1号被保険者となるが、その事務の取扱いは、原則として住民基本台帳法に規定する外国人住民であって住民基本台帳に記録された者を対象とする。なお、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされる。

解答6 × 法7条1項1号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。原則は、問題5の通りであるが、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても第1号被保険者の適用の対象とする。

解答7 × 法7条1項2号、法附則3条。被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者のうち、「65歳以上の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有するもの」は、第2号被保険者とならない。

解答8 × 法7条1項、法附則5条1項、(6)法附則11条1項、(16)法附則23条1項。第3号被保険者については、国内居住要件は問われない。国民年金の被保険者のうち国内居住要件が問われるのは、第1号被保険者及び任意加入被保険者のうち一定のものである。

問題 9 60歳未満で被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者は、被扶養配偶者であっても、第3号被保険者とならない。
 プラス3 [H17-1E]

問題 10 厚生年金保険の被保険者が19歳であって、その被扶養配偶者が18歳である場合は、当該被保険者が20歳に達したときにその被扶養配偶者は第3号被保険者の資格を取得する。 [H20-8D]

問題 11 第2号被保険者の被扶養配偶者と認められる場合であっても、20歳以上の大学生は、第3号被保険者ではなく第1号被保険者としての適用を受け、学生の保険料納付特例の対象になる。 [H24-5E]

問題 12 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者は国民年金の第2号被保険者であり、当該高齢任意加入被保険者の収入により生計を維持する配偶者(第2号被保険者である者を除く。)のうち20歳以上60歳未満の者は、第3号被保険者となる。 [H25-2I]

問題 13 厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。 [H25-2オ]

問題 14 第3号被保険者であることの認定において、第2号被保険者の配偶者(20歳以上60歳未満)であって、主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、市町村長が行う。
 プラス3 [H19-8D]改題

問題 15 第3号被保険者の規定の適用上、主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定については、健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案することはない。 [H19-10A]

解答9 × 法7条1項3号。設問の者は、第3号被保険者となる。第3号被保険者の要件においては、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者であるか否かは問われない。

解答10 × 法7条1項3号、法8条1号。当該被保険者が20歳に達した時点では、被扶養配偶者は20歳に達していないため、第3号被保険者の資格は取得せず、被扶養配偶者自身が20歳に達したときに第3号被保険者の資格を取得する。

解答11 × 法7条1項1号、3号。設問の者は第3号被保険者となるため、学生納付特例の対象とはされない。

解答12 ○ 法7条1項2号、3号。設問の通り正しい。

解答13 ○ 法7条1項、法附則3条、法附則4条。設問の通り正しい。厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫〔つまり、老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者)である夫〕が65歳に達したときは、第2号被保険者の資格を喪失するため、その者の第3号被保険者である妻は、第3号被保険者でなくなる。また、設問の妻は、同日において日本国内に住所を有する60歳未満の者であることから、第1号被保険者となる(種別の変更)。

解答14 × 法7条2項、法109条の41項1号、令4条。設問の生計維持の認定は、日本年金機構が行う。当該認定に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

解答15 × 法7条2項、令4条。第3号被保険者の規定の適用上、主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行う。

問題16

主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行う。 [H21-4E]改題

問題17

第3号被保険者の認定基準及びその運用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として、年間収入が130万円未満(おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者を除く。)であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
- B 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合は、原則として、年間収入が130万円未満(おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者を除く。)であって、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ないこと。
- C 認定対象者がおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、年間収入の基準は180万円未満であること。
- D 認定対象者の年間収入とは、年金、恩給、給与所得、資産所得など、継続して入る(又はその予定の)恒常的な収入であり、傷病手当金や失業給付金などの短期保険の給付は除かれること。
- E 認定対象者の収入の算定に当たっては、年金、恩給、給与所得は、控除前の総額とすること。 [H23-6]

問題18

日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の在外邦人で任意加入していない者が第2号被保険者の被扶養配偶者になったときは、その日に第3号被保険者の資格を取得する。 [H22-7B]

問題19

外国人である第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日とする。

[H25-5ウ]

問題20

すべての強制被保険者は、60歳に達したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。 [H20-6B]

解答16 ○ 法7条2項、法109条の4,1項1号、令4条。設問の通り正しい。

解答17 正解 D

- A ○ 法7条2項、昭和61.3.31庁保発13号。設問の通り正しい。
- B ○ 法7条2項、昭和61.3.31庁保発13号。設問の通り正しい。
- C ○ 法7条2項、昭和61.3.31庁保発13号。設問の通り正しい。
- D × 法7条2項、平成15.3.24庁文発798号。恒常的な収入には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの(又はその予定のもの)がすべて含まれる。
- E ○ 法7条2項、平成15.3.24庁文発798号。設問の通り正しい。

解答18 ○ 法7条1項3号、法8条5号。設問の通り正しい。第3号被保険者は、国内居住要件を問わないため、設問の事由に該当したときは、その日に第3号被保険者の資格を取得する。

解答19 × 法9条2号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。外国人である第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日の翌日とする。

解答20 × 法9条3号カッコ書。国民年金の強制加入被保険者のうち、第2号被保険者については、60歳に達しても資格を喪失しない。

解答21 × 法9条5号、法附則4条。被用者年金各法の被保険者等である第2号被保険者は、原則として、65歳に達した日に、国民年金の被保険者の資格を喪失する。

解答22 正解 A

- A ○ 法9条2号。設問の通り正しい。
- B × 法9条3号。設問の場合は、「その日」に資格を喪失する。
- C × 法9条4号。設問の場合は、「その日」に資格を喪失する。
- D × 法9条5号。設問の場合は、「その日」に資格を喪失する。
- E × 法9条6号。設問の場合は、「その日の翌日」に資格を喪失する。なお、法9条6号において、設問文中カッコ書にある「第3号被保険者に該当するときを除く」といった規定はない。

解答1 × 法附則5条1項2号。日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者(第2号被保険者を除く。)は、国籍を問わず、厚生労働大臣に申し出て任意加入被保険者となることができる。

解答2 × 法附則5条1項。60歳以上65歳未満の者は、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権を有する場合であっても、他の要件を満たしていれば、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の任意加入被保険者になることができる。

①設問の者は、厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有し、かつ、受給資格期間を満たしているため、60歳に達したときに、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得することとなるが、昭和29年4月2日生まれの女子には、原則として、定額部分は支給されない。

執 筆 者

国民年金法川島 隆良
厚生年金保険法南保 幸恵

TAC社労士ナンバーワンシリーズ
2015年度版 ナンバーワン社労士 過去10年本試験問題集4
国民年金法・厚生年金保険法

発行日 2014年10月15日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05966P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。